

## 別表第三 口腔機能の獲得・維持・向上における目標・計画

## 一 生涯を通じた口腔機能の獲得・維持・向上の達成

目 標	指 標	目標値
① よく噛んで食べることができる者の増加	50歳以上における咀嚼良好者の割合（年齢調整値）	80%
② より多くの自分の歯を有する者の増加	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合（年齢調整値）(再掲)	5%

## 別表第四 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標

## 一 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進

目 標	指 標	目標値
① 障害者・障害児の歯科口腔保健の推進	障害者・障害児が利用する施設での過去1年間の歯科検診実施率	90%
② 要介護高齢者の歯科口腔保健の推進	要介護高齢者が利用する施設での過去1年間の歯科検診実施率	50%

## 別表第五 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標

## 一 地方公共団体における歯科口腔保健の推進体制の整備

目 標	指 標	目標値
① 歯科口腔保健の推進に関する条例の制定	歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している保健所設置市・特別区の割合	60%
② P D C A サイクルに沿った歯科口腔保健に関する取組の実施	歯科口腔保健に関する事業の効果検証を実施している市町村の割合	100%

## 二 歯科検診の受診の機会及び歯科検診の実施体制等の整備

目 標	指 標	目標値
① 歯科検診の受診者の増加	過去1年間に歯科検診を受診した者の割合	95%
② 歯科検診の実施体制の整備	法令で定められている歯科検診を除く歯科検診を実施している市町村の割合	100%

## 三 歯科口腔保健の推進等のために必要な地方公共団体の取組の推進

目 標	指 標	目標値
① う蝕予防の推進体制の整備	15歳未満でフッ化物応用の経験がある者	80%

## ○農林水産省告示第千一百六十号

種苗法（平成十年法律第八十二号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第二号の規定により、令和五年一月十四日に消滅したものとみなされる。

令和五年十月五日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 伊藤信太郎

1 登録番号 第20160号

2 登録年月日 平成23年1月13日

3 農林水産植物の種類

Cyclamen L.

4 登録品種の名称 はる香ミディ

5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
公益財団法人東京都農林水産振興財団  
東京都立川市富士見町3丁目8番1号

## ○農林水産省告示第千一百六十一号

種苗法（平成十年法律第八十二号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第二号の規定により、令和五年一月十日に消滅したものとみなされる。

令和五年十月五日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 伊藤信太郎

1 登録番号 第12624号

2 登録年月日 平成17年1月19日

3 農林水産植物の種類

Cymbidium Sw.

4 登録品種の名称 スマイルファンタジー

5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
株式会社河野メリクロン  
徳島県美馬市脇町大字北庄562番地1

1 登録番号 第12625号

2 登録年月日 平成17年1月19日

3 農林水産植物の種類

Cymbidium Sw.

4 登録品種の名称 プリティキャンディ

5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
株式会社河野メリクロン  
徳島県美馬市脇町大字北庄562番地1

1 登録番号 第25579号

2 登録年月日 平成29年1月19日

3 農林水産植物の種類

Chrysanthemum x morifolium Ramat.

4 登録品種の名称 ARCOLIPO

5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
株式会社ハクサン  
愛知県日進市岩藤町三番割321-1